

第 2 期学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への
地域展開等に向けた方針
～中学生のスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

はじめに

文部科学省は、急激な少子化の進展の中でも生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備・確保するため、令和 7 年 12 月「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等についての考え方を示した¹。滋賀県においても、生徒にとって望ましい活動環境の構築に向け、市町や学校が連携し、地域展開に向けた取組を推進する方針が示されている²。

多賀町では、地域全体で子どもを育てるという理念の下、持続可能で多様な活動環境を整備し、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図る。令和 6、7 年度に参加した地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業の成果を生かし、部活動の地域展開を加速させるとともに、世代を超えた交流図り、地域活性化につながる活動の充実を目指す。

1 部活動の意義と現状・課題

（1）学校部活動の意義

学校部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、体力向上、技能習得、責任感や連帯感の育成など、多様な学びの場として重要な役割を果たしてきた。中学校学習指導要領においても、教育課程外の活動としてその教育的意義が示されている。

（2）多賀町の現状

多賀中学校には、スポーツ系 6 部、文化芸術系 2 部が設置されており、生徒の約 93%が何らかの活動に参加している。一方で、部員数の減少により、令和 4 年度には軟式野球部・男子バレーボール部が廃部となるなど、団体競技の維持が困難となっている。

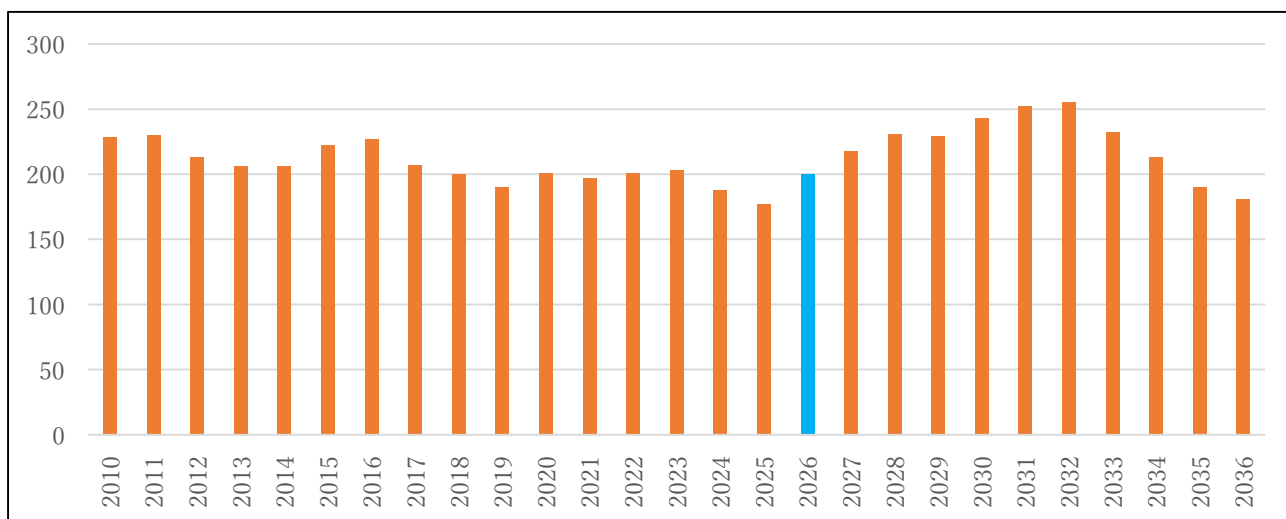
生徒数は、令和 13 年～令和 14 年に約 250 名でピークを迎え、その後は減少し、12 年後には 150 名程度となる見込みである。今後、部活動の維持は一層厳しくなることが予想される（図 1）。

-
- 1 ガイドラインには、令和 7 年 5 月、文部科学省は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を受け、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間を「改革実行期間」と位置付け、部活動の全国的な地域展開等の実施を推進することとした。
 - 2 滋賀県は、ガイドラインを受け、地域展開を見据えた地域連携を進め、市町と連携しながら、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的とした推進計画を策定した。

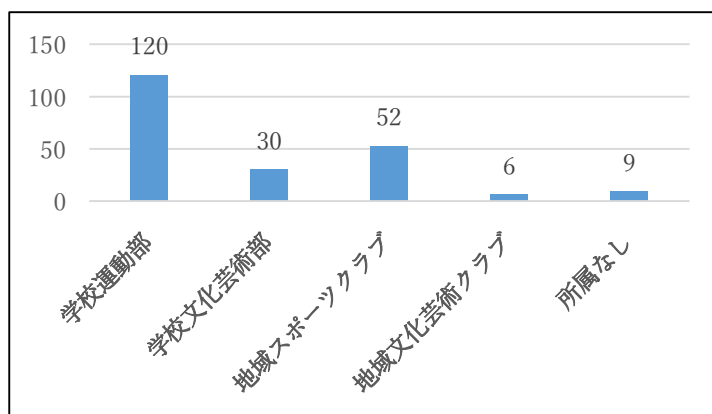
（３）生徒ニーズの多様化

令和５年度に実施した多賀中学校生に対するアンケート調査（以下「アンケート」という。）では、多くの生徒がスポーツ・文化芸術活動に参加しており、学校外のクラブ活動にも関心を示している（図２）。また「好きな活動」「自分に合った活動」を求める傾向が強く、野球・サッカー・陸上など学校部活動にない種目へのニーズも一定数確認されている。

○（図１）多賀中学校生徒数の推移（予測を含む）



○（図２）所属しているスポーツ・文化芸術活動（単位：人数）

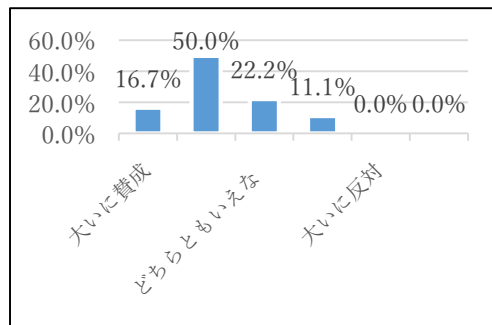


〈生徒向け〉
スポーツ・文化芸術活動に関する
アンケート調査（R5.10 実施）

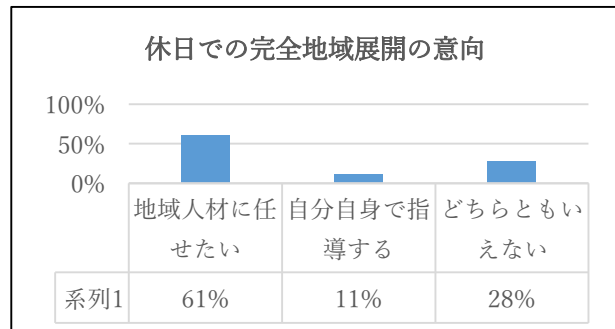
（４）教員の業務負担の過多

教員の多くは部活動にやりがいを感じる一方、負担感も大きい。令和６年１２月の中学校学習指導要領解説の改訂では、部活動は学校の義務ではなく、生徒の自主的参加によるものであることが明記された。教員向けのアンケートでは、教員の多くが地域移行に肯定的であり、専門的指導の充実や本来業務への専念を期待する声が多い（図３，図４）。

○（図３）教員の地域移行への考え



○（図４）休日での完全地域展開の意向



２ 地域展開等に向けた方針

（１）基本的な考え方

少子化や生徒ニーズの多様化、指導者不足等により、従来の学校部活動の維持は困難となっている。また、今後子どもたちの活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧され、子どもたちの豊かな学びと体験機会を失うことのないようにしていかななくてはならない。それゆえ、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、学校部活動の地域展開等を進め、地域全体で活動を支える体制を構築していく。

まず、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ休日の活動から段階的に地域クラブ活動への展開を進め、平日は学校部活動と地域支援を併用しながら円滑な移行を図る。地域展開により、地域の多様な人材との交流や新たな価値の創出も期待される³。

令和５年度に設置した「多賀中学校の部活動のあり方および地域連携に係る検討協議会」（以下「検討協議会」という。）において、地域展開の進め方や認定制度の運用等を継続的に協議し、関係者の共通理解の下で改革を進める。

（２）地域クラブ活動の認定制度

ガイドラインに示されたとおり、「地域クラブ活動認定制度」は、学校部活動の地域展開等を円滑に進めるため、地域で活動を担う団体が一定の基準を満たしているかを自治体が確認し、認定する仕組みである。この制度のとおり、活動の目的や運営方針が明確であることや指導者の資質・安全管理体制が確保されていること、子どもたちの参加機会の公平性や負担の適正化が図られていること、などを総合的に確認し、子どもたちが安心して参加でき、保護者や学校が安心して子どもを送り出せる体制を整えていく⁴。

また、地域の多様な団体が参画しやすい仕組みを作り、子どもたちが自分に合った活動に継続的に取り組める環境を整備する。認定を受けた団体は、学校部活動の受け皿として

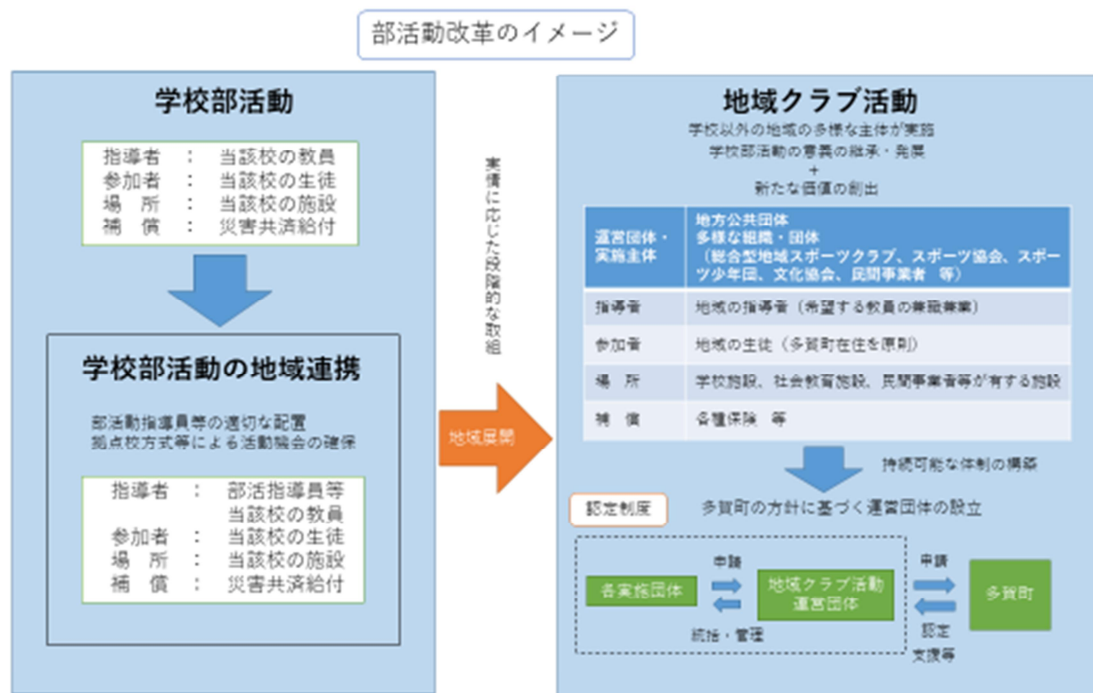
３ 子どもから高齢者、障害のある人まで参加や交流が進み、スポーツ・文化芸術を楽しむ人が増えることで、ウェルビーイングの向上や健康寿命の延伸と地域の活性化が期待できる。

４ 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等の徹底や生徒が安全・安心に活動に取り組める基準を示したもの）に基づき、多賀町が定めた研修を受講し、登録された指導者を「多賀町認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶ。

位置づけ、自治体による支援や連携の対象となる。認定制度は単なる許可ではなく、継続的な点検・改善を促す仕組みとして運用され、地域全体で子どもたちの活動環境を支える体制づくりの中核となり、地域コミュニティの活性化に繋がることを目指す。

多賀町においても、部活動改革はこの認定制度に沿った地域クラブ活動への地域展開の基盤とし、地域クラブの認定を行う（図5）。そして、将来にわたって子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が、多賀町や中学校などなど関係機関、スポーツ・文化芸術団体等との連携・協働のもと、地域の実情に合った環境を構築していく。

○（図5） 部活動改革の地域展開イメージ



（3）休日の地域クラブ活動への展開

文部科学省は令和2年9月、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を通知し、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行する方針を示した。これにより、休日の部活動を望まない教員が従事しないことが可能となり、地域での指導体制の整備が求められている。多賀町では、産官学金が連携し、地域の実情やニーズを踏まえ、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、まずは休日において地域クラブ活動への展開を進める。一方、当面は平日の学校部活動が存続するため、円滑な地域移行に向けて学校部活動への地域支援の在り方も検討し、地域と学校が協働して持続可能な体制を整えていく。

3 地域展開等の具体的方策

(1) 体制づくり

① 関係者による連携体制の構築

検討協議会において定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、地域展開等に繋げていく。そのための専門部署を設け、コーディネーターを置き、必要に応じて県や他市町との連絡調整を図っていく。

② 地域展開等の円滑な推進体制の構築

多賀町教育委員会事務局内の専門部署⁵が、部活動改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域クラブの認定を行い、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画や調整を行う。特に、学校部活動が担ってきた意義の継承と地域クラブ活動による新たな価値の創出を図るとともに、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、社会体育・文化施設の管理など運営管理業務の中核部分を担う運営団体の設置に向けて、他市町の現状や意向等の情報収集に努めるとともに、検討協議会の意見を参考にしつつ関係者の共通理解の下、実情に応じた推進体制を構築する。

(2) 人づくり

① 教職員の兼職兼業

教員の中には、専門的な知識や技量、指導経験を活かして、子どもたちの指導を希望する者で、地域クラブ活動等で指導を希望する教職員に対し、兼職兼業の許可に関する要綱を設置する。

② 指導者の募集・発掘等による確保

生徒のニーズを踏まえ充実した活動につながるよう、中学校に部活動指導員や外部指導者などの教員以外の指導者を派遣したり、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者資格を有する等の一定要件を満たした地域の指導者を確保したりする。また、公募等による人材の発掘や町内在住の大学生に関わる大学との連携など、指導者または指導者の補助として関わるができる体制を整える。

③ 指導者の資質向上

スポーツ・文化芸術活動に関わる指導者に対し、子どもたちの安全の確保や事故防止とともに、暴言・暴力やハラスメント等の不適切行為の根絶の徹底を図るためにも、認定地域クラブ活動指導者登録制度を導入する。

(3) 環境づくり

① 健康面・安全面等への配慮

多賀町認定地域クラブ活動の認定において生徒の健康や心身の成長に配慮し、週2日以上以上の休養日を設定し、平日2時間程度、休業日3時間程度、週当たり11時間程度の

5 主管は、多賀町教育委員会事務局生涯学習課におく。

活動とする。その上で、合理的に効果的な活動となるよう留意する⁶。また、指導者、参加者に対して、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償がある保険への加入を推進する。さらに、指導者に暴言・暴力等の問題行動が見られた場合や生徒間で事故やトラブルがあった場合は、看過することなく対処し、公平・公正に対処する。

② 活動推進のための環境整備等

学校部活動においては、各部において部費等として、大会参加費や備品・用具の購入代金、競技団体等の登録料等に充てるため一定の金額を集めている。ただし、教師が指導を担っているため指導料が生じず、比較的低廉な額となっている。今後、地域クラブ活動の会費について活動の維持・運営に必要な範囲で検討し、生徒が地域クラブ活動に参加しやすい額となるよう留意する。

③ 経済的に困窮する家庭の生徒への支援

経済的に困窮する家庭においては、地域のスポーツ・文化芸術団体等への会費を支払うことが難しく、スポーツ・文化芸術活動に参加できないことも想定される。家庭の経済状況等にかかわらず、誰でもスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することは重要な課題である。そこで、経済的に困窮する家庭の生徒のスポーツ・文化芸術活動を支援するため、こうした家庭に対する費用の補助や地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組を進めていく。

-
- 6 平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。（ガイドライン抜粋）